

出光グループ 特約販売店の皆様へ

土壤eco保険

(環境汚染賠償責任保険普通保険約款・土壤浄化特別約款・汚染浄化費用担保特約条項等セット)



主契約

保険期間：2023年10月1日午後4時から 2024年10月1日午後4時まで
募集締切日：2023年8月4日

中途加入

保険期間：中途加入申込日の翌月1日から 2024年10月1日午後4時まで
募集期間：隨時募集

既加入者様へのご注意点

・本保険は自動継続です。

現在ご加入の方につきましては、2023年9月30日までに、ご加入者からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

土壤eco保険は、 「環境にやさしい」SS経営

土壤eco保険のしくみ(補償の概要)

ご加入のSS施設・石油類配送センター内の地下タンク・配管からの漏油などにより、
その土地に生じた**【土壤汚染】(*1)**に起因する各種損害に対して保険金を支払います。

保険金お支払いの条件

【前提】

ご加入のSS施設・石油類配送センター内の土地に**【土壤汚染】(*1)**が生じていること。

●次のいずれかの事由が生じた場合に対象となります。

- 1 法令(条例含む)の規定により、汚染浄化または汚染浄化費用の支出を命じられた場合、または第三者の健康被害の発生もしくはそのおそれのため、浄化に関わる行政指導を受けること。

※なお、行政指導の事実については、行政庁から交付された書面により確認いたします。ただし、行政指導が口頭でなされた場合は、行政指導の事実(内容、行政庁の責任者・担当者など)が記載された客観的書類をもって確認を行うこととします。

詳細は、P9のお支払い条件をご覧ください。

または

- 2 第三者から身体障害、または土壤汚染について損害賠償請求を受けること。

または

- 3 法令の規定により、第三者から汚染浄化費用の負担を求められること。

者の皆様をサポートします。

(*)

【土壤汚染とは】

ご加入のSS施設・石油配送センター内から流出、いっ出もしくは漏出し、または排出された有害物質が、環境省基準を超えて土壤または地下水に存在し、かつ、他人の身体の障害または他人の財物の損壊等が発生するおそれがある状態をいいます。

ただし、対策指針運用基準または土壤汚染対策法もしくは同政省令等に定める合理的な調査・測定方法によって確認されたものに限ります。

保険金がお支払いできない主な場合

① 使用廃止・売却・賃貸のために行われた調査で土壤汚染が発見された場合

② 土壤汚染を機に、廃業する場合

ただし、**初年度加入日から継続して3年間以上**保険に加入されている場合には保険金のお支払い対象となることがあります。

P10、P12 Q6参照

③ 既に、発生している土壤汚染の浄化を行わない場合

④ 地下タンク、埋設配管などの設備・機器の交換・廃棄などの費用

その他保険金をお支払いできない主な場合を必ずご覧ください。 P10参照

1. 補償の概要

SS施設・石油類配送センター外の補償

- ① 身体障害または土地の土壤汚染を被った第三者への賠償責任
- ② SS施設・石油類配送センター外の土壤汚染浄化費用
- ③ その他(汚染範囲の確認調査費用等)

汚染事故による損害賠償事故例

●漏油事故による土壤汚染に起因して近くの河川を汚染してしまった。

浄化工事費用 約**3,200**万円

●隣のマンションの地下まで汚染し土壤浄化工事を行った。

浄化工事費用 約**4,900**万円



SS施設・石油類配送センター内の補償

- ① SS施設・石油類配送センター内の土壤汚染浄化費用
- ② 汚染範囲を確定するための汚染調査費用

土壤浄化工事費用例

●施設内土壤浄化工事費用

浄化工事費用 約**2,600**万円

●汚染範囲確定のためボーリング調査費用

浄化工事費用 約**190**万円



2. 保険金お支払い方法

お支払いする保険金= (お支払い対象となる全ての損害額合計-免責金額) ×縮小支払割合90%+臨時費用

ただし、ご加入いただいているタイプの支払限度額(P5ご参照)を上限とします。

※臨時費用のお支払いについては法律上の損害賠償金等について保険金を支払う場合に限り、法律上の損害賠償金等の30%に相当する金額(ただし1請求につき50万円限度)をお支払します。

※なお、更新契約としてご加入の場合において、損害賠償請求(汚染浄化命令・行政指導、法令により第三者から汚染浄化費用の負担を求められた場合を含みます)がなされるおそれを被保険者のうち環境保全責任者がこの保険契約の開始時より前に知ったまたは合理的に予見すべきであった場合は、「この保険契約のご加入条件により算出された保険金の支払責任額」と「知った・予見すべきであった時に有効であった保険契約のご加入条件により算出された保険金の支払責任額」のうち、いずれか低い金額が限度となります。

お支払い例	ASプラン	支払限度額 5,000万円
ASプランに加入のSSにおいて漏油事故が発生し、行政庁より、浄化に係る行政指導を受けた。 再稼動させるためにSS施設内外の土壤汚染浄化費用を支払った場合…		
① 土壤汚染浄化費用が 5,000 万円の場合 【5,000万円-200万円(免責金額)】×90% (縮小支払割合) = 4,320 万円 (≤5,000万円)	② 土壤汚染浄化費用が 7,000 万円の場合 【7,000万円-200万円(免責金額)】×90% (縮小支払割合) = 6,120 万円 (≥5,000万円)	5,000 万円の お支払い

※お支払いできない費用もございますので、詳細はP10の「保険金をお支払いできない主な場合」ならびに約款をご覧ください。

参考	a	b	aまたはbで○の場合		
			SS施設・石油類配送センター外の補償	SS施設・石油類配送センター内の補償(施設内の汚染浄化費用)	
SS保険との 補償範囲の関係(概略)	急激・突発的な 土壤汚染	徐々に進行した 土壤汚染			
土壤eco保険 左記お支払い条件を満たす場合に 限ります。	○	○	○	○	○
SS保険基本種目 (施設賠償責任保険)	○	×	○	×	×
SS保険選択種目7 (油濁賠償責任保険)	○	×	×	○	×

※上表は土壤汚染事故が生じた場合の汚染浄化費用の補償有無について、簡単に表したもので。補償の対象としている範囲が異なる保険であるため、優劣を比較しているわけではなく、また○×は保険の内容を正確に示しているものではありません。SS保険の補償内容につき、詳しくは、SS保険パンフレットをご覧ください。詳細は各々の保険約款によります。

3. 加入プラン

下記の**10プラン**の中から1プランを選択してご加入いただけます。^(*)1)

(*)1) SSあたり1プランを限度とします。

(保険期間1年)

加入プラン	支払限度額(1請求・保険期間中)		免責金額 (自己負担額) (1請求)	保険金縮小 支払割合	年間保険料		
	SS施設・ 石油類配送センター内・ 外共通 (合算)補償	SS施設・ 石油類配送センター外 補償上乗せ			通常保険料	二重殻・FRP・電気防食 SIR・高精度液面計 割引適用時(40%割引)	タンク室 割引適用時 (20%割引)
AW	5,000万円	5,000万円	90%	200万円	143,000円	85,800円	114,400円
SW	3,000万円				121,000円	72,600円	96,800円
BW	1,500万円				97,950円	58,770円	78,360円
CW	700万円				73,990円	44,390円	59,190円
DW	500万円				64,060円	38,440円	51,250円
AS	5,000万円				120,000円	72,000円	96,000円
SS	3,000万円				98,000円	58,800円	78,400円
BS	1,500万円				74,950円	44,970円	59,960円
CS	700万円				50,990円	30,590円	40,790円
DS	500万円				41,060円	24,640円	32,850円

オプション				
タンク等交換費用(特約)(^(*)1) ご参照)	タンク・配管等の修復または交換等に要した費用の10% ただし、1請求につき200万円限度	10,700円	6,420円	8,560円

^(*)1)『タンク等交換費用特約』は、被保険者が、土壤汚染により汚染浄化命令・行政指導または損害賠償請求等を受け、基本契約で保険金をお支払いする場合において、損害の原因となった敷地内の地下タンク、地下埋設配管等の設置部または機器を交換、修復、または廃棄するために被保険者が負担する必要かつ有益な費用に対して保険金をお支払いします。お支払いする保険金は、その地下タンク、地下埋設配管等の交換等に要する費用の10%でかつ、1請求につき200万円を限度とします。ただし、この特約部分の保険金のお支払いは、基本契約の支払限度額(上記の表のご加入支払限度額のうち「SS施設・石油類配送センター内・外共通(合算)補償」部分)の内枠での補償となります。

4. 保険料割引制度

①二重殻・FRP割引	②電気防食割引	③SIR割引
昭和63年消防法改正以降に設立または改変されたSSで、 全ての地下タンク (除、廃油タンク)が二重殻または全面FRPライニングのSSに適用。 40%	全ての地下タンクおよび地下配管が電気防食施工の場合に適用。 40%	SIR(消防庁が認める漏油の常時監視方法)を導入したSSに適用。 40%
④高精度液面計割引	⑤タンク室割引	
全ての地下タンク(除、廃油タンク)に高精度液面計を導入しているSSに適用。 40%	全ての地下タンク(除、廃油タンク)をコンクリート壁を設けた空間に設置しているSSに適用。 20%	

※各種割引制度の重複適用はできません

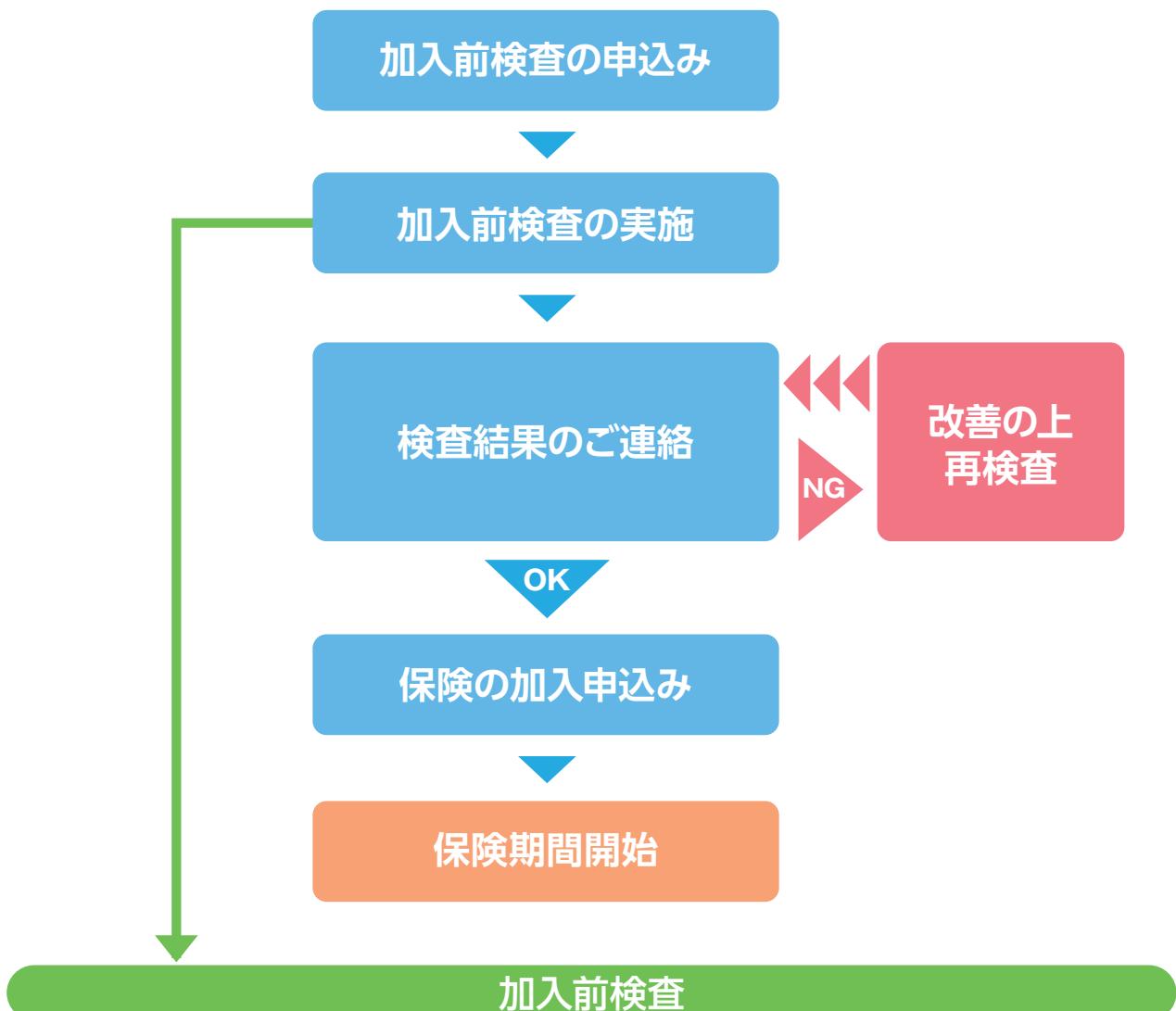
【一般的に記される概要】			【割引確認書類の一例】		
①	二重殻	地下所蔵タンクの外面に間隙を有するように強化プラスチックを被覆するとともに、危険物の漏れを検知することができる措置を講じたタンク等。		一般的には以下の書類等で施工の有無が確認できることがございます。 (以下が全てではありません。施工の有無につきましては実際の施工業者へご確認願います。)	
	FRP	一重殻タンクにFRPシートでコーティングする方法等。			
②	電気防食	地下タンクや配管に人為的に継続して直流電流を流すことで、電気的化学反応である腐食を防止する方法等。			
③	高精度液面計	常時監視装置として、地下タンクにおいて直径0.3mm以下の開口部からの危険物の漏れを常時検知することができる機能を有する等。			
④	SIR	Statistical Inventory Reconciliationの略称で統計学的在庫管理などと訳される。SIRとは消防庁が認めた漏油の常時監視方法の一つで、地下タンク、地下配管、計量機の全てについて統計学的在庫管理を行い、漏油の早期発見につながるシステム等。			
⑤	タンク室	地下タンクをコンクリート壁を設けた空間に設置している等。			

完 成 檢 査 済 証

危険物 製造所
貯蔵所 取扱所 完成検査申請書

製造所
危険物貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請書
取扱所

5. 保険のご加入までの流れ



この保険は、原則、指定業者による所定の加入前検査を実施していただき引受保険会社が保険加入可と判断したSS・石油類配送センターのみご加入いただけます。また、この検査費用は、検査結果に関わらずお客様のご負担となりますので、予めご了承ください。

新規加入の場合

検査の有効期限は**合否判定日から6ヶ月間**です。

検査主体	検査方法	検査形態	加入前検査料
東京海上ディーアール(株)が 指定する提携検査会社(*1)	全地下タンクの油漏検知管 からの土壌ガス分析	加入前検査の 単独実施	50,000円 (*2)(税抜)

新設SS・石油類配送センター(SS・石油類配送センターとして使用歴のない土地で全くの新規としてSS業務・石油類配送センター業務を開始し、業務開始以降3ヶ月以内のSS・石油類配送センターで、廃油タンクを除く全ての地下タンクが二重殻のSS・石油類配送センターに限る。既設のSS・石油類配送センターのリニューアルは含まない。)については、土壌eco保険 加入(変更)申込書の告知事項②に告知いただくことにより、加入前検査を省略することができます。

(*1) 株式会社タツノ

(*2) 東京海上ディーアール(株)が指定する提携検査会社が、法定検査と一緒に加入前検査を行う場合、検査料が30,000円(税抜)となりますのでご利用をお薦めします。

加入前検査の概要は次ページをご参照願います。

継続加入の場合

この保険に加入後、**10年毎に告知書の提出が必要**です。

土壤eco保険「加入前検査」の概要

この検査は、SS内の現状の管理状況について把握することを目的に、東京海上ディーアール(株)が指定する検査機関によって、①可燃性ガス濃度調査、②在庫管理の状況、③法定点検の結果、④施設管理状況、⑤ヒアリング調査の5項目について検査を行うものです。

検査時間は、通常規模の特約販売店・副販売店様で約1~3時間程度です。また、検査のうち、「①可燃性ガス濃度調査」中はタンク上部及び周辺で作業しますが、給油作業は可能です。

(注)以下のような場合、保険加入前検査結果により、保険加入が不可と判断されるケースが多くなります。

該当する場合はあらかじめ修繕等を実施した後に、保険加入前検査を受けることをお勧めいたします。

なお、漏洩事故履歴がある場合やその他懸念事項がある場合は、保険加入前検査のお申し込み前に、出光保険サービス株式会社までお問い合わせください。

(1)漏洩検知管が適切な状態がない場合

- ・蓋の開閉不良
- ・目詰まりにより全長1m以内になっている場合
- ・一部の漏洩検知管のみ水が地上付近(地表から50cm未満)まで溜まっている場合
- など

(2)土間コンクリートに大きな亀裂や破損がある場合

(3)1年分の在庫管理記録がない、あるいは1年以内(除く7~9月)に在庫管理に異常値がある場合

(4)直近の法定点検において指摘事項があり、不合格だった場合、あるいは期限内に法定点検を実施していない場合

(5)漏洩事故履歴がある場合

※加入前検査にお申し込みいただく場合、事前に検査料のお支払が必要です。また、検査後の保険加入可否の結果に関わらず、検査料の返金はできませんのでご了承ください。

1. 検査までの事前準備

検査当日までに以下の準備をお願いします。

(1)SS平面図(地下タンクおよび配管の配置図)→コピーを1部ご用意ください。

(2)地下タンクの在庫管理表(過去1年分)→検査時に拝見させていただきます。

(3)法定点検(地下タンク微加圧検査)の結果報告書(直近分)→検査時に拝見させていただきます。

(4)全漏洩検知管の蓋の開閉確認→事前に全ての蓋が開くことを確認してください。

※特殊な蓋の場合には、貴SSで使用している治具のご用意をお願いします。

(5)消防申請関係書類(危険物給油取扱設置許可申請書及び同変更申請図面、給油取扱所構造設備明細書)→検査時に拝見させていただきます。

2. 検査実施概要

検査当日は、まず約10分程度で検査手順をご説明いたします。その後、通常のSSで約1~3時間で検査を終了します。(検知管の数によって時間が多少変更になります。)

(1)確認事項

- ①配管図面、タンク埋設図面
- ②タンク仕様(タンクサイズ、操業年、構造、タンク埋設年、敷地面積等)

(2)漏洩検知管における可燃性ガス濃度測定

- ・特殊な蓋の場合には、事前に貴SSで使用している治具のご用意をお願いします。
- ・全ての蓋が開くことが調査の条件です。またスプレー式の潤滑剤を使わないでください。

①検知管の深度計測

②検知管の水位測定

③ガス濃度測定

(3)在庫管理表の確認

- ・在庫管理状況について台帳から、月締めの在庫増減、日常管理状況を確認させていただきます。

(4)法定点検の結果

- ・直近の法定点検結果をご準備頂き、その内容について確認させていただきます。

(5)施設管理状況

- ・構内全体、土間コンクリート、マンホール内部の状況等を確認させていただきます。

(6)ヒアリング調査

- ・漏洩事故の有無や修繕履歴等について確認させていただきます。

3. 検査結果の送付

検査日の翌月以降に、出光保険サービス株式会社より土壤eco保険加入前検査結果報告書・保険加入可否書を送付いたします。

※土壤eco保険加入前検査結果報告書は、当該SSにおいて「2.検査実施概要」に示す検査の結果をまとめたものであり、当該SSの汚染の有無を証明するものではありません。

6. 土壤eco保険のご説明

●お支払いする内容

日本国内のSS施設・石油類配送センターの地下タンクや配管部からの漏油等SS施設・石油類配送センターの土地に生じた土壤汚染に起因した、SS施設・石油類配送センターの構内外の浄化(公共水域の浄化を含む)を要する費用損害や他人への法律上の損害賠償責任を負担することによって被保険者が被る損害に対して保険金をお支払いします。

同一または関連した土壤汚染により、汚染浄化命令・行政指導または他人から身体障害もしくは土壤汚染の損害賠償請求や法令に基づく汚染浄化費用の請求を受けた最初の日から2年以内に支出した費用等のうち、以下のものに対して保険金を支払います。

SS施設・石油類配送センター外周辺等補償（土壤浄化特別約款）

①法律上の損害賠償金等

- ・被害者に支払うべき損害賠償金(他人の身体障害に関わる治療費・逸失利益・慰謝料等)(あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。)
- ・引受保険会社が書面により同意した汚染浄化費用(法令の規定や行政庁の指導に基づき、行政庁より負担を命じられまたは第三者から負担を求められたものを含む)ならびに汚染調査費用(汚染原因となるタンク・配管の漏えい箇所の特定または汚染範囲を確認するための費用)
- ②緊急措置費用
 - ・損害を防止・軽減するために支出した費用のうち、身体障害を被った他人(被害者)の応急手当、護送に要した費用、および支出につき引受保険会社の書面による同意を得た費用
- ③求償権保全・行使費用
 - ・他人から損害賠償を受けることができる場合に、その権利保全または行使手続きのために引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要・有益な費用

④争訟費用

- ・訴訟、仲裁、和解、調停について、被保険者(補償を受けることができる方)が、引受保険会社の書面による同意を得て支出した争訟費用

⑤協力費用

- ・引受保険会社による賠償請求の解決に協力するために被保険者(補償を受けることができる方)が支出した費用

⑥臨時費用

- ・法律上の損害賠償金等について保険金を支払う場合において被保険者が臨時に支出した②～⑤までおよびタンク等交換費用特約に定める費用以外の費用をいい、法律上の損害賠償金等の30%に相当する金額を支払います。ただし、1請求につき50万円が限度となります。

SS施設・石油類配送センター内補償（汚染浄化費用担保特約）

①SS施設・石油類配送センター内の土壤汚染浄化費用

②土壤汚染の範囲を確定するために要した汚染調査費用

(①②いずれも引受保険会社の書面による同意を得て支出したものが対象です。)

※上記のうち「汚染浄化費用」については、実際に要した額から補助金等によって他の機関から補てんされた額を控除した残額が対象となります。

※汚染調査費用は土壤汚染が発生した場合において、東京海上日動の事前の同意を得て支出した費用に限ります。また、タンクまたは配管の漏えい箇所を特定する費用は、汚染浄化費用の支出を最小限にとどめるために必要かつ妥当と認められるものに限ります。

なお、汚染調査会社・汚染浄化会社は東京海上日動が指定または承諾した会社とします。

●お支払い条件

保険期間中に以下の事由が生じた場合に保険金をお支払します。ただし、SS施設・石油類配送センター内に生じた土壤汚染を浄化し、かつ浄化後に同じ土地でSS業務・石油類配送センター業務を継続して行うことが条件となります。(＊1)

【前提】

ご加入のSS施設・石油類配送センター内の土地に【土壤汚染】(＊2)が生じていること。

次のいずれかの事由が生じた場合に対象となります。

- ①法令(条例含む)の規定により、汚染浄化または汚染浄化費用の支出を命じられた場合。または第三者の健康被害の発生もしくはそのおそれのため、浄化に関わる行政指導を受けること。
- ②第三者から身体障害、または土壤汚染について損害賠償請求を受けること。
- ③法令の規定により、第三者から汚染浄化費用の負担を求められること。

なお、行政指導の事実については、行政庁から交付された書面により確認いたします。ただし、行政指導が口頭でなされた場合は、行政指導の事実(内容、行政庁の責任者・担当者など)が記載された客観的な書類をもって確認を行うこととします。

(＊1) 土壤汚染を契機にその土地での事業を廃業するSS・石油類配送センターについては、初年度の加入日から3年を経過した日以降になされた損害賠償請求(汚染浄化命令・行政指導や、法令により第三者から汚染浄化費用の負担を求められた場合を含みます)に起因する損害に限り保険金をお支払いします(3年以上保険契約を継続していることが条件です)。

(＊2) 土壤汚染の定義は、P2の(＊1)、P12の「Q&A、A1」をご覧ください。

●保険金をお支払いできない主な場合(詳細は保険約款によります)

- ①被保険者の故意による法令違反
 - ②SS施設・石油類配送センター内の土壤汚染浄化を行わない場合
 - ③同一のまたは関連した土壤汚染による最初の汚染浄化命令や行政指導、賠償請求等を受けた日から2年経過後に支出した損害
 - ④汚染された土地の使用不能損害
 - ⑤初年度保険契約の保険期間の初日より前に発生した土壤汚染
 - ⑥規定の有害物質以外の物質による土壤の汚染に対する汚染浄化費用
 - ⑦所定の環境省基準値以内の土壤の汚染に対する汚染浄化費用(ただし環境省基準に定めのない有害物質による土壤汚染に対する汚染浄化費用は除きます。)
 - ⑧自然由来であって、環境省基準を超えていたとみなされない土壤汚染
 - ⑨戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議に起因するもの
 - ⑩地震、噴火、洪水、津波、高潮による土壤汚染、地震、噴火、洪水、津波、高潮により発見された土壤汚染
 - ⑪土壤・地下水汚染の存在を確認するための調査費用(汚染調査費用および法令の規定による行政府からの調査命令に基づく調査費用を除く。)
 - ⑫不動産価格の下落に起因する賠償責任
 - ⑬SS・石油類配送センターの使用廃止・売却・賃貸のために行われたまたは廃止以後に行われた汚染調査(法令に基づくものを含みます。)で発見さ
 - ⑭汚染浄化作業により新たに発生した土壤汚染
 - ⑮初年度保険契約の保険期間の初日以降に被保険者以外の第三者の行為によって発生した土壤汚染
 - ⑯原子核反応または原子核の崩壊。ただし、医学的、科学的、または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)によるものを除きます。
 - ⑰被保険者に対してなされた差し止め請求
 - ⑱被保険者が所有、使用または管理する航空機、船舶、自動車に起因する環境汚染
 - ⑲悪臭、騒音、振動、土地の沈下・隆起・移動または日照不良に起因する賠償責任
 - ⑳土地以外の他人の財物損壊についての賠償責任を負担することによる損害など
- 〈汚染浄化費用担保特約〉
- ㉑SS施設・石油類配送センター内の地下タンク、地下埋設配管等の設備・機器の交換、修復、廃棄に要する費用(オプションの特約により一部補償可能)
 - ㉒金利など資金調達に関する費用など
- 〈タンク等交換費用特約〉(オプション)
- ㉓タンク等の瑕疵(ただし保険契約者もしくは被保険者やタンク等を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵は除きます。)
 - ㉔国または地方公共団体の公権力の行使など

2011年2月1日より施行されました、「危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令」における「腐食の恐れが(特に)高い」タンクにつき、猶予期間までに対応を行わなかった場合、猶予期間終了後は「保険金をお支払いできない場合」の法令違反に該当する可能性がございますのでご注意ください。

●事故発生の場合

- 損害賠償請求(汚染浄化命令・行政指導や、法令により第三者から汚染浄化費用の負担を求められた場合を含みます)を受けた場合は、遅滞なく汚染発生を知った日時、汚染の場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
 - この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めただくことになりますので、あらかじめご承知おきください。
なお、引受保険会社の同意を得ないでご加入者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。
 - 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用に対する保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。
被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。
このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用に対する保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 - ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●その他のご注意事項

- この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

●補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

●重大事由による解除について

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。

この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合(以下「個人等」といいます)以外の者である保険契約であっても、その被保険者(補償を受けることができる方)である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

- 加入証:加入証が届くまでの間、土壤eco保険 加入(変更)申込書控等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、2ヶ月経過しても加入証が届かない場合は、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。加入証が届きましたら、ご加入内容が正しいか確認くださいますようお願いいたします。

- この保険は、出光興産(株)を保険契約者とし、加入各販売店を記名被保険者とする環境汚染賠償責任保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は出光興産(株)が有します。

※このパンフレットは、環境汚染賠償責任保険(「土壤浄化特別約款」および「汚染浄化費用担保特約条項」「廃業施設に関する特約条項」「タンク等交換費用特約条項」等を付帯)の内容を紹介したものです。保険金のお支払い条件・各種手続きその他のこの保険の詳しい内容は、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。保険の詳細はご契約者である団体の代表者にお渡しする保険約款によります。ご加入を申し込まれる方と被保険者(補償を受けることができる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者(補償を受けることができる方)にご説明いただきますようお願い申し上げます。

取扱代理店は引受保険会社の委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

7. Q&A よくあるご質問

Q1 土壤汚染とは…

A1

ご加入のSS施設・石油類配送センターから流出、いっ出もしくは漏出し、または排出された有害物質が、所定の環境省基準を超えて土壤または地下水に存在し、かつ、他人の身体の障害または他人の財物の損壊等が発生するおそれがある状態をいいます(ただし、対策指針運用基準または土壤汚染対策法もしくは同政省令等に定める合理的な調査・測定方法によって確認されたものに限ります)。法令(条例を含みます)このパンフレットにおいて同様です。)の規定により汚染浄化もしくは汚染浄化費用の支出を命じられた場合、または第三者の健康被害の発生またはそのおそれがあるため汚染浄化措置等を行うよう書面で行政指導をされた場合は、他人の土地の土壤汚染があったものとみなします。

(※)環境省基準:この保険契約の保険期間の初日において有効な土壤汚染対策法第6条第1項第1号に規定する「環境省令で定める基準」をいいます。
ただし、この「環境省令で定める基準」に規定されない鉱油類については、「土壤1キログラムにつき1,000ミリグラム以下であること」とします。

Q2 土壤汚染の対象となる有害物質とは…

A2

土壤汚染対策法に定めるベンゼンの他、ガソリン、軽油、灯油その他鉱油類とします。(「鉛」は含みません。)

Q3 汚染浄化命令・行政指導とは…

A3

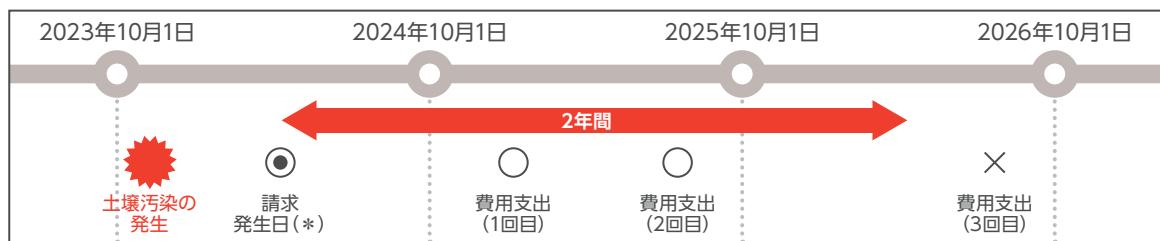
このパンフレットにおいては、国または地方公共団体が掲げる法令の規定に基づき、被保険者に対して土壤汚染の汚染浄化もしくは汚染浄化費用(*)の支出を行うように命じること、および第三者の健康被害が既に生じているか生じる恐れがあるため、行政庁が汚染浄化措置等を行うように被保険者を指導することをいいます。

(*)汚染浄化費用:土壤汚染が発生した場合において、流出、いっ出もしくは漏出し、または排出された有害物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、覆土処理、客土処理、密閉処理、乳化分散処理または中和処理等に要する費用で、環境省基準または行政庁の命令もしくは指導によって定められた基準をみたすために必要な費用として引受保険会社が書面で同意した費用をいい、法令の規定または行政庁の指導に基づき、行政庁より負担を命じられたまたは第三者から負担を求められたものを含みます。

Q4 2年以内の支出について…

A4

2023年10月1日から保険加入した場合



この保険では、請求発生日(*)から2年以内に支出した損害賠償金および費用に対して、請求発生日(*)に有効な保険契約により保険金が支払われます。従いまして、上記ケースでは、1回目と2回目の費用が保険の対象となり、2023年10月1日に開始する保険契約から保険金が支払われます(3回目の費用は保険金支払い対象となりません。)。

(*)請求発生日は、土壤汚染による賠償請求(汚染浄化命令・行政指導や、法令により第三者から汚染浄化費用の負担を求められた場合を含みます。)が最初になされた日となります。

Q5 SS廃業を契機として行われた調査で土壤汚染が発見された場合は…

A5

廃業または土地の売却・賃貸を契機として行われた調査で発見された土壤汚染による損害に関しては、保険金をお支払いできません。

Q6 土壤汚染を契機に廃業する場合は…

A6

SS施設・石油類配送センター内に生じた土壤汚染を浄化し、かつ浄化後に同じ土地でSS業務・石油類配送センター業務を継続しない場合は、保険金をお支払いできません。

ただし、初年度加入日より継続加入で3年間以上経過したSS・石油類配送センターに対し、初年度加入日から3年を経過した日以降に損害賠償請求(汚染浄化命令・行政指導や、法令により第三者から汚染浄化費用の負担を求められた場合を含みます。)がなされたときは、土壤汚染を契機として、浄化後にその土地での事業を廃業する場合でも、保険金支払いの対象とします。

お支払い条件についての詳細は、P.9をご覧ください。

8. 加入時のご注意

保険契約者	出光興産(株)を契約者とした団体契約です。
加入対象施設の範囲	出光興産(株)と特約販売店契約を締結しているSS施設・石油類配送センター(地下タンクのみの施設に限る)のうち加入前検査を実施し合格した施設
加入対象者の範囲	加入対象施設の運営者、施設所有者、土地所有者のいずれかです。
被保険者(補償を受けることができる方)の範囲	ご加入者を記名被保険者とし、その役員・使用人も被保険者となります。 なお、加入対象施設の運営者、施設所有者、土地所有者が異なる場合は、これら3者全てが被保険者となります。 ※運営者、施設所有者、土地所有者の交差責任は原則として補償されません。
保険期間	2023年10月1日午後4時から2024年10月1日午後4時の1年間 ※保険始期後の加入は、中途加入(月割で計算した保険料)となります。 ※募集期間中に申込みをいただいたても、加入前検査実施日によって中途加入となる場合があります。
告知事項・告知義務	土壤eco保険 加入(変更)申込書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。 ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
通知事項・通知義務	ご加入後に土壤eco保険 加入(変更)申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。
募集期間・募集締切日	主契約募集締切日: 2023年8月4日 中途加入募集期間:随時募集
更新時のご注意	土壤eco保険 加入(変更)申込書送付先:出光保険サービス株式会社 集金日:旧出光SS土壤エコ保険ご契約の特約販売店様→集金日 2023年9月7日 (出光クレジットより引き落し) 旧シェルSS漏油保険契約の特約販売店様→出光保険サービスより請求書の送付指定の期日 (9月中) までにお振り込みください。 特約販売店コードに変更があった場合は、下記お問合せ先の出光保険サービス株式会社までお知らせください。 ご加入内容に関する大切なお知らせ *現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。 現在ご加入の方につきましては、 2023年9月30日 までに、ご加入の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。 ※保険期間中に支払限度額は増額できません。そのため、支払限度額の増額は更新時のみとなります。 ただし、増額更新した場合でも土壤汚染について、賠償請求または行政手続からの命令・指導等が行われるおそれがあることを増額更新契約の始期より前に知るか、合理的に予見すべきであった時は、その時点の(増額前契約)支払限度額が適用されます。

申込先：出光保険サービス株式会社

FAX: 03-6212-6585

土壤eco保険 加入前検査申込書

加入前検査費用 初回 50,000円(税抜) 再検査 47,000円(税抜) 法定点検同時検査 30,000円(税抜)

●申込者概要

申込日	年 月 日	特約販売店コード		
会社名		TEL	— —	
住所	〒	FAX	— —	
		ご担当者		
SS名		SSコード		
所在地	〒	TEL	— —	
		FAX	— —	
		メールアドレス		
タンクの種類 (該当○印)	二重殻・FRP (全てのタンク・一部のタンク) / 電気防食 (全てのタンクおよび配管・一部のタンクおよび配管) 高精度液面計 (全てのタンク・一部のタンク) / SIR / タンク室 ※廃油タンクを除く			

●検査前確認事項 記入欄

※検査前確認事項で1つでも「いいえ」に該当する場合は加入前検査で不合格となりますので必ずご確認ください。
※1SSにつき1枚加入前検査申込書をご提出いただくため、1SS毎に事前確認の上、チェックをお願いします。

検査前確認事				はい	いいえ
① 消防申請書類一式、SS平面図(油配管図・タンク図面等)、地下タンクの在庫管理表(過去1年分)、法定点検の結果報告書(直近分)が全てそろっている				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 全ての検知管の蓋が開く	検知管数(本)			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 全ての検知管の目詰まりが無い				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 検知管が適切に設置されている(二重殻タンクを除く)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 在庫状況の管理ができている ※黒本を準備ください				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 加入前検査日前月より過去1年間管理できている				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ 在庫増減量が1ヶ月の累計販売量の上下1%+500リットル以内に収まっている				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 全ての地下タンクの法定点検が実施され合格している	タンク検査実施日 (年 月 日)			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	タンク数(本)			—	—
⑨ 使用していないタンクがある場合、消防法上の廃止届を出している	廃止届け提出 (年 月 日)			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 過去に漏えい事故がない、もしくは、漏えい事故があつたが、浄化工事が完了している	漏洩時期(本)			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	浄化完了(本)			—	—
⑪ ①～⑩項目の現地確認者名				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

●出光興産株式会社 支店・課担当者

支店・課名		担当者		
-------	--	-----	--	--

●出光保険サービス株式会社 記入欄

前回調査結果	前回検査日(年 月 日)	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可
--------	---------------	----------------------------	-----------------------------

ご不明点がありましたら、出光保険サービス株式会社までお問合せください。
TEL:0120-956-047 法人営業グループ メール:ideho_service@idemitsu.com

MEMO

MEMO

MEMO

油槽所・配送センターにおけるリスクのご案内

<油槽所設備における事故イメージ>



事故例	
油槽所設備の損壊リスク	①火災事故に伴う自社設備の損壊 ②タンク収容品の漏出に伴う自社設備の損壊
油槽所の業務に伴う 賠償責任の発生リスク	③第三者の身体の傷害 ④第三者的財物の損壊 ⑤油槽所からミニローリー車で配送中の事故 (配送運行中の事故、給油中の事故etc) ⑥石油物質が区域外に流出し、公共水域の汚染に伴う事故 (漁業権侵害、公共水域への石油物質の処理費用)

*上記は油槽所設備における一般的なリスクの事例を紹介しております。土壌eco保険の商品説明は、P.1~13をご確認ください。

リスクに関するご相談も出光保険サービスまでご連絡ください。(連絡先は裏面参照)

取扱代理店(加入申込先)

出光保険サービス株式会社

出光保険サービス営業所一覧 (保険商品のお問い合わせ・ご相談)

本社・法人営業グループ

TEL 0120-956-047
FAX 03-6212-6585

<事故のお問い合わせ>
お客様サポートグループ
TEL 0120-989-410
FAX 03-6212-6585

北海道営業所

TEL 0120-935-729

関西営業所

TEL 06-7709-9139

千葉営業所

TEL 0120-975-917

東海営業所

TEL 0120-919-073

中国営業所

TEL 0834-32-6002

九州営業所

TEL 092-752-5349

一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808

〈通話料有料〉IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間:平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

お問合せ先

取扱代理店

出光保険サービス株式会社

営業部 法人営業グループ

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-1-1 帝劇ビル6階

メール:ideho_service@idemitsu.com

出光保険

検索

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 本店営業第二部 営業第二チーム

〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1

大手町ファーストスクエアWEST11階

メール:tmnf17120535@tmnf.jp